

喫煙の健康影響防止等に関する 東京都の取組について

東京都 保健医療局 保健政策部
健康推進事業調整担当課長
池川 司

令和8年5月31日



喫煙の健康影響防止等に関する東京都の取組について

東京都健康推進プラン21（第三次）

対象期間は令和6年度から令和17年度までの12年間

目標・指標

◆ 20歳以上の喫煙率を下げる

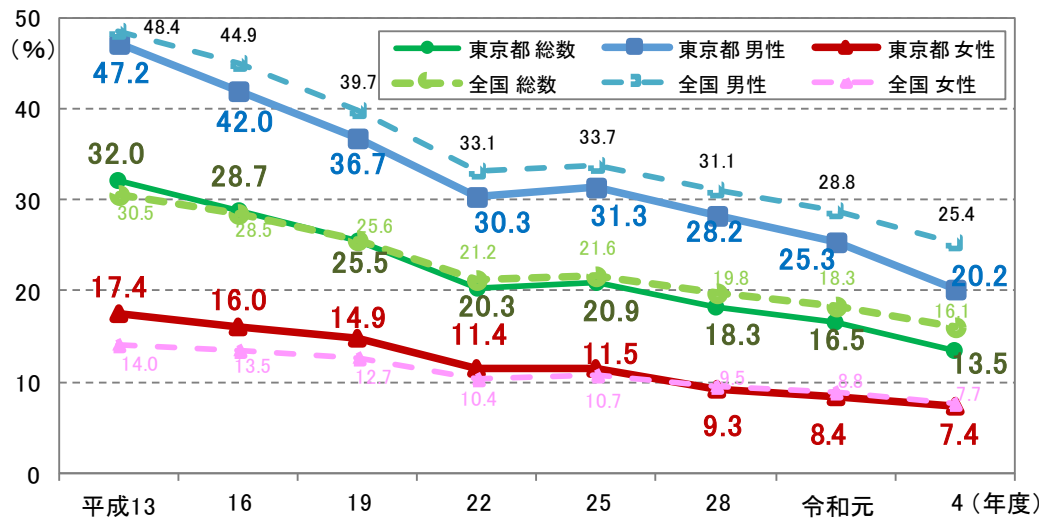
全体：10%未満、男性：15%未満、女性：5%未満

◆ 受動喫煙の機会をなくす

※無理なく自然に健康な行動を取ることができる環境を整備するための指標として

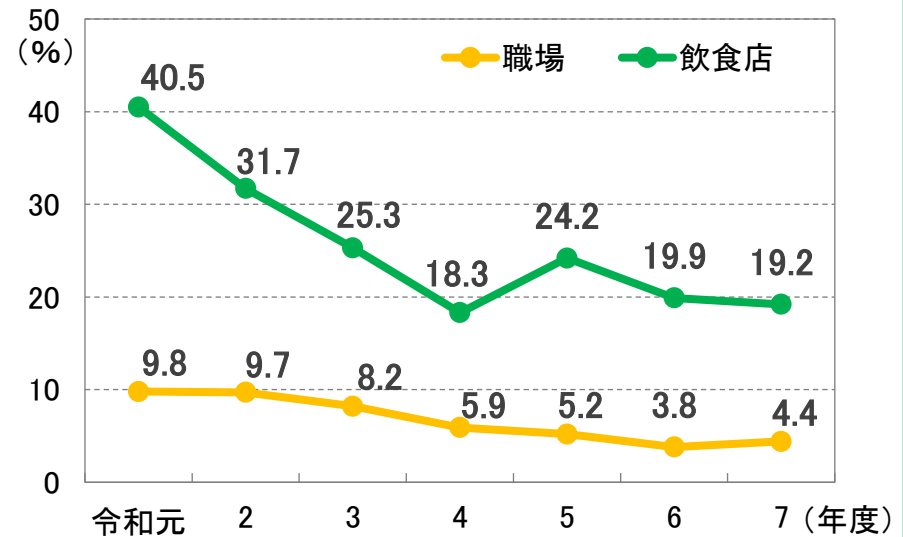
喫煙率等の推移

喫煙率(20歳以上)の推移



国民生活基礎調査(厚生労働省)

受動喫煙の機会を有する都民の割合の推移



受動喫煙に関する都民の意識調査(東京都)より再集計

喫煙率減少に向けた取組

喫煙者への啓発

目的

喫煙者に対して喫煙による健康影響や禁煙による効果、禁煙の方法について啓発する。

事業概要

◆ポスター

喫煙者が自らの健康について考え、禁煙を検討することを促すために、区市町村が設置する公衆喫煙所などに配布

◆リーフレット

公衆喫煙所への配架のほか、区市町村が実施する住民への啓発や医療機関における患者への啓発用に配布

▲ A4三つ折りリーフレット

▲ A2ポスター

喫煙率減少に向けた取組

20歳未満の者の喫煙防止の啓発

目的

喫煙や受動喫煙による健康影響について、児童・生徒が正しい知識を身に付け、自ら考え、家族や友人と話し合うきっかけをつくる。

事業概要

◆20歳未満喫煙防止・受動喫煙防止ポスターコンクール

都内の小学4年生から高校生（特別支援学校含む）を対象に、「20歳未満の喫煙防止」及び「受動喫煙の防止」をテーマとしたポスターコンクールを実施

◆喫煙防止教育副教材

小中高生向けにそれぞれの習熟度に合わせたリーフレットを作成し、都内の小学6年生、中学2年生、高校1年生に学校を通じて配布



喫煙率減少に向けた取組

都民への啓発

目的

毎年5月31日の世界保健機関（WHO）が定めた「世界禁煙デー」、5月31日から6月6日までの厚生労働省が定めた「禁煙週間」にあわせて**禁煙や受動喫煙防止の普及啓発**を実施する。

事業概要

◆ライトアップ

東京都医師会と共同で、都内施設を受動喫煙防止のシンボルカラーであるイエローグリーンにライトアップ



▲東京スカイツリー



▲都庁第一本庁舎



▲都医師会館



▲隅田川橋梁群（蔵前橋）

◆動画の放映

喫煙率の高い層が多く集まることが見込まれる、競馬場、競輪場等において、禁煙普及啓発動画を放映

動画冒頭の画像▶



区市町村への支援

住民の禁煙治療費助成や禁煙に関する啓発を支援

受動喫煙対策の推進

事業者向けの取組

目的

東京都受動喫煙防止条例では、屋内禁煙の飲食店においても標識掲示を義務付けており、標識掲示率の向上に向けて、**禁煙標識を作成・配布**する。

事業概要

◆新たなデザインの禁煙標識

飲食店が禁煙をメリットとしてPRできるような禁煙標識を作成・配布



◆既存デザインの配色違いのデザイン

飲食店の雰囲気に応じて使用しやすいように、配色違いのデザインを作成し、HPに掲出



都民向けの啓発

目的

受動喫煙の機会を減らすため、飲食店の店頭表示の確認や喫煙禁止場所以外での喫煙時の配慮義務について啓発する。

事業概要

◆飲食店を検索する都民に向けた検索連動型広告

飲食店を検索するワードと連動して広告表示し、飲食店の選び方を周知する特設ページへ誘導

飲食店の選び方特設ページ▶

◆喫煙者に向けた検索連動型広告

喫煙者がよく調べるワードと連動して広告表示し、喫煙する際の配慮義務を周知する特設ページへ誘導

▲配慮義務特設ページ

外国人向けの啓発

目的

外国人の方にも受動喫煙のルールを啓発し、受動喫煙の機会を減少させるため、**外国人の施設管理者へ制度を周知**するとともに、増加が続く**訪都外国人旅行者に対する都内の喫煙ルールへの理解や正しい行動を促す啓発**をする。

事業概要

◆特設サイト・ハンドブックの多言語化

- ・受動喫煙対策の制度を周知する特設サイトを多言語化（英・中・韓）
- ・施設管理者向けハンドブックを多言語化してHPに掲出（英・中・韓・ベトナム・ネパール・タガログ）



▲特設サイト



▲ハンドブック

◆訪都外国人向け都内喫煙ルールの周知

都内の外国人旅行者が多く訪れる場所にいる外国人に対し、ターゲティング広告を実施し、訪都外国人向け喫煙ルール啓発特設ページへ誘導



広告をクリック



▲特設ページ